

令和 6 年 6 月 7 日現在

機関番号： 3 2 6 8 2

研究種目： 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(A））

研究期間： 2020 ~ 2023

課題番号： 1 9 K K 0 3 3 0

研究課題名（和文）データ駆動社会における情報連携と行政内外の規律に関する法制度設計

研究課題名（英文）Legal System Design for Information Linkage and Discipline within and outside the Public Administration in a Data-driven Society

研究代表者

横田 明美（Yokota, Akemi）

明治大学・法学部・専任教授

研究者番号： 6 0 7 1 3 4 6 9

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 10,100,000 円

渡航期間： 18 ヶ月

研究成果の概要（和文）：本研究では、国際法・欧州法・ドイツ連邦法・各州法という多層構造の相互関係、刑事司法（法執行）分野におけるデータ保護とデータ移転に関する欧州法制、コロナ危機に対する立法過程と情報流通過程の規律に関する日独の違い、いわゆるAI規制について、日本における動向が国際社会の諸価値との関係でどのように評価されるのかについて明らかにすることができた。これら4つの課題に共通して、日本の法制度においては行政の情報流通過程における規律の密度が低いことが明らかとなっており、それが、基本的人権の保護、対外的な交渉、民主的制度の観点から問題を生じさせていることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、行政における情報流通過程に関わる最新の話題について、多角的な視点から検討することにより、今後の国際協力のために必要な前提知識としての欧州法・ドイツ法と日本法の違いについて詳述することで社会的にも貢献をもたらしたといえるだろう。特に、ドイツにおけるコロナ危機の立法過程をつぶさに検証可能な形で示したこと、ドイツと欧州法における刑事司法指令の考え方について、欧州法の研究者の視点からも紹介したこと、それにより日本の個人情報保護法制の特徴についても明らかにしたことは、学術的な意義だけでなく、今後の国際交流の際のベースとなる知識を提供するという意味においても、高い社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This study clarified (1) the interrelationships among the multi-layered structure of international law, European law, German federal law, and state law, (2) European legislation on data protection and data transfer in the field of criminal justice (law enforcement), (3) differences between Japan and Germany regarding the legislative process against the Corona crisis and the discipline of the information distribution process, and (4) how Japan's trend toward so-called AI regulations could be evaluated in relation to the values of the international community. In relation to these four issues, it became clear that the Japanese legal system has a low density of discipline in the administrative information distribution process, which creates problems in terms of the protection of fundamental human rights, external negotiations, and democratic institutions.

研究分野： 行政法

キーワード： 情報行政法 行政情報法 コロナ危機 コロナ禍 刑事司法指令 EUデータ保護法

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 基課題との関係

基課題「データ駆動社会における制度設計学としての情報行政法の理論」は、実世界とサイバー空間との相互連関（Cyber Physical System）が生まれ、デジタル化されたデータが収集、蓄積・解析されることを通じ、現実世界を動かしていく社会（データ駆動社会）が進展していくことを前提に、行政法学における情報の取扱いを横断的・総論的に捉え直す試みである。基課題採択後にも、日本法における状況が大きく動いた。

基課題において設定した問題領域には、いわゆる個人情報保護・プライバシー保護を横断したデータ流通に関する保護と利活用の緊張関係が、国内法上の問題としてだけでなく、次の通り、国際的な枠組みにおいても存在する。そのため、基課題において解明を試みた論点のうち、特に国際的な枠組みで検討すべき課題について、国際共同研究として明らかにするために取り込んだのが本課題である。

### (2) 国際共同研究をするべき状況にあった具体的事情

情報が瞬時に、世界的に流通し、それに伴いビジネスモデルやコミュニケーション過程もグローバルに展開される状況においては、国際法レベル（欧州法や二国間の枠組みも含む）・国内全国法レベル（日本でいう法律、ドイツでいう連邦法レベル）・国内地方政府レベル（日本でいう地方自治体の条例、ドイツでは州法レベル）など、法の多層性が指摘されている。これは、規律としての法が多層かつ多様になり互いに連携あるいは緊張関係にあるというだけでなく、一つの状況に適用される法規範が、いずれになるのかが不明であるとか、ひとつのビジネスモデルが国際的に展開される過程において、「法の不統一」による法執行のむずかしさが生じるということも意味している。

上述の課題は、2019年現在においては、単に理論的な比較法的考察として重要というだけでなく、実務対応としても、欧州及び日本の国際関係にも影響を与えかねない事態になりつつある。それは、2019年1月23日、日本とEUの間で、相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが発効し、EUと日本が相互に「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」と認めるための取り決めを結んだからである（いわゆる「十分性認定」）。GDPRに移行して以後、欧州政府が十分性を認定したのは初めてであり、これにより、日本におけるデータ保護法制の不備は、欧州にとっても関心事となった。

このような国際的な研究の必要性の存在にもかかわらず、日本についての国際的研究は低調である。例えば、基課題における調査（後述2（1）進捗状況を参照）によって、同種の問題は国際法・欧州法・ドイツ連邦法・各州法という（少なく見積もっても）4層構造を持っているドイツにおいても、データ保護（日本でいう個人情報保護法制に相当）に関する欧州法の変革が、データ駆動社会の到来を見据えて、個人情報保護法制にとどまることなく、警察（とりわけ、サイバー犯罪やテロ対策分野）における情報共有の在り方や、国際的な法執行共助の場面においても多くの情報関係法制を変容させていることが明らかになった。これらの状況については、日本においても共通する課題があるところ、これらの変革と日本法との対応関係は、まだ十分に議論されていない。一般データ保護規則が前提とした国際的な執行協力を前提として各国法制度を比較した Philip Uecker, *Extraterritoriale Regelungshoheit im Datenschutzrecht, Nomos, 2017* においても、取り上げられているのはオーストラリア、インド、カナダ、ロシア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国の法制度であって、日本法についての考察は国際的には未だに限られている。そしてだからこそ、日本法についての考察を追加することの必要性が高いと言える。

## 2. 研究の目的

本国際研究が検討する行政内外との情報共有の在り方に関する規律については、欧州市民の個人データが日本においても適正に管理されるか否かという点において、日本の市民や政府だけでなく、欧州市民・政府の関心事にもなっている状況が生じている。そうである以上、個人情報保護の文脈を起点としつつ、非個人情報も含めた行政内外との情報流通の在り方について、保護法益と利活用状況のバランスを取りながらいかに制度設計をしていくかが、日本独自の問題ではなく、欧州にとっても大きな課題となっている。

そのような問題関心から、本共同研究は、データ駆動社会を前提とした社会変容に対応するために、行政における情報取扱いに関する基本原理の解明と具体的な法制度設計のあり方を解明することを目的とする基課題を発展させ、その具体性を高めると同時に、学際性（行政法学だけでなく、憲法学・立法学も含めた、応募者のこれまでの専門性よりもやや広い意味における公法学）における理論構築を目指した。また、実務的な関心からも、欧州法・ドイツ法・日本法の前記条件の違いについても考慮した、比較法的にも共通の問題性を有する事項と、これまでの法制度や実際の運用との乖離度合い等にも配慮した相違がある事項とを析出し、今後の立法政策上留意すべき事項を洗い出す作業を意図した。

具体的な課題としては、1) 行政のデジタル化に関する法制度の全体像とそれらの相互関係の解明、2) 欧州指令・規則、各国国内法改正の契機となった基本思想の探求、3) 各国法制度（連邦・地方政府ともに）における欧州法の受容過程における基本理念・枠組みの変容を確認する。これは、基課題において、「EU指令・規則と各国法制度の流れをメタデ

一々の取扱いを中心に検討することで、法制度化する際の留意点と「情報取扱いにおける法理」に関する議論を確認する」として明示した内容を、さらに具体化するものとして、構築された。

### 3. 研究の方法

#### (1) コロナ危機発生に伴う研究対象課題の再定義

当初は有機的な共同研究として企画されたが、2020年3月に発生したコロナ危機により、研究活動上の制約が大幅に生じた。具体的には、ドイツにおいては大規模なロックダウン（都市封鎖）がしばしば行われ、滞在先のマインツ大学学内での活動が大幅に制限され、また、当初予定していた欧州域内での研究活動もその大半が移動を制限されたために現地調査等が不可能となった。そのため、本研究は、そのような状況下でのドイツ滞在中でなければ研究不可能な内容を中心としつつ、当初の目的である研究課題のうちから、今後の研究のために在外中でなければ調査不能な範囲（文献所蔵や時差の関係でアクセスが困難となるオンライン・イベント等への参加）を中心になるように調査対象の限定・再選別と研究報告機会の確保を行った結果、以下のような諸課題を中心に検討することとした。

①国際法・欧州法・ドイツ連邦法・各州法という（少なく見積もっても）4層構造を持っているドイツ法における情報法の構造を明らかにすること

②従来の研究では必ずしも詳細が明らかではなかった、警察法におけるデータ保護とデータ移転に関する欧州法制（具体的には、EU刑事司法指令（法執行指令・LED指令ともいう）とその国内法化についてのドイツ法の状況）を調査すること

③コロナ危機に対する立法過程を、特に危機時における情報流通過程（未知の感染症に対する対策ということであったため、リスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーションに関する内容も含む）を明らかにするためにも詳細に検討することで、日本法とドイツ法における情報流通過程の規律に関する特徴の違いを明らかにすること

④当初予定していたよりも急速に議論が進展したいわゆるAI規制について、国際的動向とEU法における状況を調査するとともに、日本における動向が国際社会の諸価値との関係でどのように評価されるのかについて明らかにすること

これらは、当初想定していた具体的内容とは異なるものではあるが、より現実的で、かつ、今後の情報行政法の諸問題を検討するにあたり具体的に検討しなければならない課題（感染症を含む危機管理に関する諸課題、デジタル化の進展による社会の変化、AIに対する規制並びに行政自身がAIを用いる場面における法制度設計上の課題等）に取り組むものであり、研究課題の再構成として許容され、かつ発展的に議論できる内容であって、当初の国際共同目的との関係でも意義のある変更であると考えられる。

#### (2) 共同研究先の変更と手法の概要

研究課題がやや変動したことと、コロナ危機下においても有効な研究を推進するために、受け入れ先のドイツ・マインツ大学の支援も得ながら、ベルギーのブリュッセル自由大学の研究チームとの協議も重ねることとなった。具体的には、ブリュッセル自由大学が提供するサマーアカデミーに参加して欧州及び米国、それ以外の世界の地域に関するデータ保護・個人情報保護に関する知見を交換したほか、その過程において、日本の個人情報保護法制に強い関心を有するラウラ・ドレスヒラー氏（当時、博士課程院生）との共同研究を行えることとなった。当初の会合は、他の日本の研究者の参加も募り、2021年7月にオンラインで行った。

滞在期間終了後も、ブリュッセル自由大学の研究者たちとの意見交換を定期的に行った（常時メール等による意見交換を経ていただけでなく、2022年6月にはラウラ・ドレスヒラー氏が来日したことに合わせて研究会を開催したほか、2022年夏には研究代表者が短期再渡航し、ドレスヒラー氏の紹介のもと、日欧のデータ保護・個人情報保護法制についての意見交換会をブリュッセルにて開催した）。

### 4. 研究成果

本共同研究により、上記の再定義した研究課題①～④に即する形で、以下の研究成果が得られた。

(1) ①ドイツ法における情報法の構造と②警察法におけるデータ保護とデータ移転に関する欧州法制に関する成果

マインツ大学の情報法・公法学研究者の協力と、上記ラウラ・ドレスヒラー氏の研究成果を基に、横田明美「EU刑事司法指令のドイツにおける国内法化と十分性認定」情報法制研究9号(2021年5月)92-103頁を執筆した。本稿は、警察・刑事司法分野におけるデータ保護について規律している刑事司法指令（以下、LEDとする）が、今後日本についても議論が始まる可能性があることから、それに先んじて、そもそも警察・刑事司法分野におけるEU

法と各国国内法の関係はどのようになっているのか、特に監督機関の権限について詳述する。そして対日本との関係での一般データ保護規則（GDPR）十分性認定に加え、LED 十分性認定についても議論する場合どのような課題があるのかを検討することを目的として執筆した。その結果、日本の文献においてはじめて、ドイツ法におけるデータ保護法制の全体像を刑事司法指令との関係でも詳述することができ、また、監督機関の規律においては、各州での規律が必ずしも十分ではないことを明らかにした。また、LED に基づくデータの越境移転の方法について、ドレスヒラー論文に依拠しつつ説明し、十分性認定による移転とそれ以外の移転については、国際人権法の観点からは大きく評価が分かれうることにについて説明した。

これらの検討を基に、日本の研究者との意見交換を経て、ラウラ・ドレスヒラー・横田明美「EU 法からみた日本の個人データ越境移転の課題」指宿信・板倉陽一郎（編）『越境するデータと法』（日本評論社、2023 年）所収を執筆した。本稿は、上記 3（2）で紹介した討議を、横田の文責において取りまとめたものであり、欧州データ保護法の専門家であるドレスヒラー氏の目線からみた日本の個人情報保護法制が抱える難点を、討議の形で明らかにしたものである。この討議記録は LED 十分性認定と基本的人権保障の関係、移転メカニズムに日本の法制をあてはめた場合の未解明な点の指摘（特に、警察組織や法執行機関に対する監視監督の存在が、国外からの視点からは必ずしも明快ではないこと）、そして、日本の行政情報法制が全体として規律密度が低いことにより、国際的なデータ移転の検討の際に困難が生じることが明らかになった。

#### （2）③コロナ危機に対する立法過程とドイツ法における行政情報法の特徴に関する成果

これに関しては、滞在期間中（2020 年 4 月～2021 年 9 月）に順次レポート・論文の形で公表した成果を、帰国後に加筆して横田明美『コロナ危機と立法・行政—ドイツ感染症予防法の多段改正から』（弘文堂、2022 年 2 月）全 137 頁として取りまとめ、出版した。本書は 2020 年 3 月から 2021 年 8 月にドイツにおいて行われたコロナ危機に対する立法対応について、当時の報道等からの情勢も記録しつつ、特に連邦の感染症予防法（Infektionsschutzgesetz, IfSG）の多段改正の内容を詳細に追いかけることで詳解したものである。この検討により明らかになったのは、危機時だからこそより明確になったドイツの連邦制の特質と、情報流通過程と立法の関係である。

まず、立法過程については、ドイツにおけるコロナ対策規制は主として感染症予防法 28 条・32 条を根拠にして行われたものの、当初の規定は今般のような広範な規制を予定していない保護措置命令権限・州政令制定権限の授権であったにもかかわらず、迅速な対応のために用いられたこと、それに対して立法府から一定の枠づけをするための 28a 条が規定されたこと、立法審議過程において基本権規定との関係での逐条審査が行われ「(人権) 制限の制限」にあたる規定が追加されていること、連邦制を前提にしている上記枠組が崩壊した時期における「連邦緊急ブレーキ」に対しては極めて異議が強いことなど、規律密度が日本法よりも高い反面、その弊害もまた大きいことがわかった。

行政情報法の観点からは、こちらも日本法に比べると法律レベルで規律されている部分が多く、それゆえに報告義務の電子化強制や行政機関間でのデータ流通やデータ保護法制との整合性確保のための規定が特に接触追跡のための連絡先提供について問題となったことがわかっている。

これらの検討から、ドイツ法と日本法を比較する際には、規律密度の違いがかなり見られること、そしてその背景には基本法 19 条 1 項の「挙示義務」（侵害されることとなる人権

を、条項単位で示すことが立法過程には義務付けられているということ)が大きな影響を与えていることも浮き彫りとなった。

なお、その後のドイツにおける議論を検討するために執筆したのが「**学界展望 行政法 VVDStRL 80: Staat und Gesellschaft in der Pandemie. Berichte und Diskussionen auf der Sondertagung der Vereinigung der Deutschen Staatsrechtslehrer in Wien am 9. April 2021**」、**国家学会雑誌 136 巻 5=6 号**であり、ドイツ(語圏)国法学者大会におけるコロナ危機に関する議論を取りまとめ、紹介した。

(3) ④いわゆる AI 規制について、日本における動向が国際社会の諸価値との関係でどのように評価されるのか

在外研究中に依頼された国際学会(招待講演)と比較法アカデミーでの報告依頼を契機に、日本における AI 利活用の状況が国際的な議論の枠組みからどのように見えるのかについて検討したのが Akemi YOKOTA, *ARTIFICIAL INTELLIGENCE ACCOUNTABILITY OF PUBLIC ADMINISTRATION IN JAPANESE LAW & POLICY CONTEXT*, in: *JAPANESE REPORTS FOR THE XXIst INTERNATIONAL CONGRESS OF COMPARATIVE LAW (Asunción, 23 - 28 October 2022)*, ICCLP Publications(University of Tokyo), No.16, 159-175, 2023 である。本稿は、比較法アカデミーの関心としての民主制原理・市民参加等の枠組みなどの視点が日本の AI 利活用に関する政策に含まれているのかについて、多角的に検討したものである。本邦では民間における AI 利活用においても原則・原理をゴールとして示したうえでのソフトローアプローチが取られており、それは政府内利用においても同様であるということ、それゆえに諸外国で議論されているような民主主義的な観点からの統制は法的な枠組みとしては取られておらず(ただし、学説や判例において、その手がかりとなるものは存在する)、今後の議論においても大きな課題となるであろうことを説明した。

#### (5) 研究成果のまとめ

以上を小括すると、本研究により、日本法とドイツ法、EU 法を比較した視点において、個人情報・個人データの保護に関する一般的レベル・刑事司法分野における相違点が明らかとなり、今後の越境移転に関しては問題がかなり山積していることが明らかとなった。また、AI 法制についても、ソフトローアプローチを取り続けることの弊害としての、民主主義的観点からの参加の契機が欠けていることなどの問題が顕在化しつつある。これらに共通しているのは、日本法においては人権規定・統治の原則を明文化するような規律が少ないこと、つまりは規律密度が低いことが、背景にあると考えられる。これら 4 つの課題に共通して、日本の法制度においては行政の情報流通過程における規律の密度が低いことが明らかとなっており、それが、基本的人権の保護、対外的な交渉、民主的制度の観点から問題を生じさせていることが明らかとなった。

他方、ドイツにおけるコロナ危機時の立法過程からは、規律密度が高いことによる弊害も明らかになっている。今後は、行政情報法と情報流通過程の改善のために、どのような規律が、どの程度求められるのかについて、また、立法を適切に行っていくためにどのような方策があるのかについての検討がより求められることになるだろう。

本研究は、行政における情報流通過程に関わる最新の話題について、多角的な視点から検討することにより、今後の国際協力のために必要な前提知識としての欧州法・ドイツ法と日本法の違いについて詳述することで社会的にも貢献をもたらしたといえるだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 Akemi Yokota	4. 巻 16
2. 論文標題 ARTIFICIAL INTELLIGENCE ACCOUNTABILITY OF PUBLIC ADMINISTRATION IN JAPANESE LAW & POLICY CONTEXT	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ICCLP Publications	6. 最初と最後の頁 159-175
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 横田明美	4. 巻 136(5=6)
2. 論文標題 学界展望 行政法 VVDStRL 80: Staat und Gesellschaft in der Pandemie. Berichte und Diskussionen auf der Sondertagung der Vereinigung der Deutschen Staatsrechtslehrer in Wien am 9. April 2021	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 (掲載確定、ページ不明)
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横田 明美	4. 巻 9
2. 論文標題 EU 刑事司法指令のドイツにおける国内法化と十分性認定	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 情報法制研究	6. 最初と最後の頁 92 ~ 103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32235/alis.9.0_92	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 横田明美, 阿部和文	4. 巻 3-14
2. 論文標題 ドイツ感染症予防法の2020年11月改正 コロナ規制の「カタログ化」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 JILISレポート	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 横田明美、阿部和文	4. 巻 3
2. 論文標題 ドイツにおける COVID-19(新型コロナ ウイルス感染症) への立法対応 連邦と州の権限配分及び行政情報法の観点から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 JILISレポート	6. 最初と最後の頁 1-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 横田明美	4. 巻 35
2. 論文標題 ドイツ感染症予防法の多段改正と市民への情報提供 : COVID-19(新型コロナウイルス感染症)への法的対応	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 70-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横田明美	4. 巻 49
2. 論文標題 ドイツにおけるCOVID-19対策規制と市民生活への影響	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 58-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件(うち招待講演 5件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 横田明美
2. 発表標題 ドイツにおける行政のデジタル化にむけた法制度・基盤整備～連邦・州関係と監督機関の観点から
3. 学会等名 日本公共政策学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 横田明美
2. 発表標題 ドイツにおけるCOVID-19(新型コロナウイルス感染症)への立法対応(続)～ワクチン接種情報の共有と規制緩和を中心に～
3. 学会等名 情報処理学会第95回CSEC・第45回SPT・第94回EIP合同研究発表会(招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 横田明美
2. 発表標題 「ドイツにおける感染症予防法の多段改正～連邦と州、立法と行政の緊張関係」
3. 学会等名 社会システムイノベーションセンター主催シンポジウム「ポスト・コロナ時代の社会システムイノベーション」(招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 横田明美
2. 発表標題 ドイツにおけるCOVID-19(新型コロナウイルス感染症)への立法対応 連邦と州の権限配分及び行政情報法の観点から
3. 学会等名 電子情報通信学会電子化知的財産・社会基盤研究会(IPSJ-EIP)(招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 横田明美
2. 発表標題 AI利活用社会のための法制度設計～日本の状況と未来の展望
3. 学会等名 Symposium "TECHNICAL AND ETHICAL ASPECTS OF ARTIFICIAL INTELLIGENCE IN JAPAN AND GERMANY(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Akemi Yokota
2. 発表標題 AI utilization by the government and issues in designing the legal system for AI utilization
3. 学会等名 Seminar on AI Technologies and Legal Theories “ Innovation and Regulation (招待講演)
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 横田 明美	4. 発行年 2022年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 150
3. 書名 コロナ危機と立法・行政	

1. 著者名 指宿 信、板倉 陽一郎、石井 由梨佳、稲谷 龍彦、尾崎 愛美、加藤 尚徳、金 赫、小西 葉子、小向 太郎、齋藤 司、四方 光、J?rgen S. Skjold、Laura Drechsler、内藤 大海、西貝 吉晃、松尾 剛行、胡悦、丸橋 透、水谷 恭史、宮下 紘、安富 潔、横田 明美、若江 雅子	4. 発行年 2023年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 384
3. 書名 越境するデータと法：サイバー捜査と個人情報保護を考える	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
	ドレヒスラー ラウラ  (Drechsler Laura)	ルーヴェン大学・研究員	共同研究当初はブリュッセル自由大学所属(成果出版時に移籍)

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
ドイツ	ヨハネスゲーテンベルク大学マインツ			
ベルギー	ブリュッセル自由大学			